

# 報 廣 おな がわ

6月号  
vol.961

## 津波に負けず 花咲かす

旧第二保育所跡地に、春になるときれいな花を咲かせていた二本の桜の木を覚えていますか。その桜が津波の被害を受け、枝がほとんどない状態でも、4月末、新芽を出し、かわいらしい花を咲かせました。



桜の木を長年見続けてきた、藤中郁生さん（大原2区）が、何とかこの木を保存できないかと、大学時代からの友人で公園

整備などに携わる伊藤健一さん（神奈川県大和市在住）に相談し、伊藤さんが日本花の会への話をされたところ同会花と緑の研究所の樹木医 田中俊行さんが現地まで飛んで来てくれました。

田中さんの診断によると、二本中一本が生育率5割位で、後は桜の木の生命力に懸けるしかないと話されました。

余分な枝の伐採、薬剤注入などの処置をされ、藤中さんと伊藤さんに今後の対応方法を伝授されました。

今後町のシンボルとなり得る桜の木を温かく見守っていきたいと思います。



## 笑い・うた・笑顔のプレゼント

読売巨人軍ラミレス選手が公式戦の休みを利用し、子どもたちに会いに来てくれました



全日本代表 大神雄子選手とバスケットボール交流



世界で活躍するパフォーマー「ゲーまるちょば」が観衆を巻き込んでの笑いを届けてくれました

たくさんの子どもたちとふれあうタレントのベッキーさん笑顔がとても素敵でした



oh!パンドスの出演者が勢ぞろいし、歌の贈り物

# 被災者生活再建支援金・義援金・弔慰金等に関するお知らせ

問合せ先：女川町役場（☎ 54-3131）震災支援チーム

受付時間：平日午前9時～午後4時（土・日・祝日除く） 受付場所：女川町役場（女川第二小学校）1階

被災者生活再建支援金・東日本大震災に係る義援金・災害弔慰金等の申請受付が、5月16日（月）から始まりました。まだ、申請を済まされていない方は、必要書類をご用意のうえ、受付時間内に役場（女川二小）にお越しください。

※郵送での申請も可能です。詳しくは女川町役場震災支援チームまでお問い合わせください。

※各種申請は、添付書類が全て揃った時点で受付いたします。

書類に不備があった場合は、受付できませんのでご注意ください。

## 被災者生活再建支援金

### 1. 被災者生活再建支援制度の内容

平成23年東日本大震災により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。申請書は、女川町での受付後、宮城県を經由して、本制度の実施機関である「被災者生活再建支援法人」に送付され、同法人において申請書の内容の審査を行い支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金が支給されます。

### 2. 対象となる被災世帯

女川町内に居住の世帯で震災により、次に該当した場合

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が「大規模半壊」した世帯
- (3) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（必ず解体する前にご相談下さい）

### 3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

#### A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

申請期限：平成24年4月10日まで（災害のあった日から13ヶ月の間）

#### B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

申請期限：平成26年4月10日まで（災害のあった日から37ヶ月の間）

#### ■世帯の構成員が2人以上（単位：万円）

区分	A基礎支援金	住宅の再建方法	B加算支援金	A+B合計
全壊世帯	100	建設・購入	200	300
		補修	100	200
		賃借	50	150
大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
		補修	100	150
		賃借	50	100

#### ■世帯の構成員が1人（単位：万円）

区分	A基礎支援金	住宅の再建方法	B加算支援金	A+B合計
全壊世帯	75	建設・購入	150	225
		補修	75	150
		賃借	37.5	112.5
大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
		補修	75	112.5
		賃借	37.5	75

※住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておく危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」と同様の扱いを行います。

※加算支援金の「賃借」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除きます。

4. 申請に必要なもの（全ての書類を揃えてから申請を行って下さい。）（申請者は被災世帯の「世帯主」となります。）
- A 基礎支援金
- ・ 全ての世帯 ①り災証明書 ②住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書（世帯員全員のもの）  
③世帯主の預金通帳の写し ④印鑑 ⑤本人確認ができるもの（運転免許証、本人確認証など）
  - ・ 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（①～⑤に加えて）  
⑥滅失登記簿謄本（閉鎖登記事項証明書）や解体証明書
  - ・ 敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（①～⑤に加えて）  
⑦滅失登記簿謄本（閉鎖登記事項証明書）や解体証明書  
⑧敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書等の写しなど）
- B 加算支援金
- ・ 全ての世帯 ⑨住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書等の写し  
※その他、町長が必要と認める書類を求めることがあります。

## 東日本大震災に係る義援金

### 1. 配分の趣旨

東日本大震災の被災者に対し、全国各地から集まった義援金を配分します。

### 2. 配分対象及び配分割合

地震又は津波による死亡者、行方不明者及び住家が全壊又は半壊した世帯

死亡・行方不明者（人的被害）	1人当たり	35万円
住宅全壊（焼）（住家被害）	1戸当たり	35万円
住宅半壊（焼）（住家被害）	1戸当たり	18万円

※行方不明者については、震災後3ヶ月間その生死がわからないため、東日本大震災によって死亡したものと推定される方。（行方不明者についての申請は、6月13日以降に問い合わせを行ってから申請を行って下さい。）

※全壊、半壊（大規模半壊を含む）については、り災証明書の被害判定による。

### 3. 申請に必要なもの（全ての書類を揃えてから申請を行って下さい。）

（人的被害） 東日本大震災により死亡した者及び行方不明者の遺族が申請します。

申請に必要なもの：り災証明書、死亡診断書（検案書）等の写し、印鑑、申請者の預金通帳の写し、本人確認ができるもの（運転免許証、本人確認書など）、戸籍謄本（申請者と死亡した方等との関係が分かるもの）

（住家被害） り災証明書の被害の判定により被災世帯の「世帯主」が申請します。

申請に必要なもの：り災証明書、印鑑、世帯主の預金通帳の写し、本人確認ができるもの（運転免許証、本人確認書など）  
※その他町長が必要と認める書類を求めることがあります。

### 4. 人的被害の申請の範囲及び順位

順位	対象者	
1	死亡者により生計を主として維持していた遺族	配偶者
2		子
3		父母
4		孫
5		祖父母
6	上記以外	配偶者
7		子
8		父母
9		孫
10		祖父母

### 5. 住家被害の申請者 住家の被害を受けた世帯の世帯主



## 災害弔慰金

1. 災害弔慰金とは 震災を起因として、亡くなられた遺族に対し、弔慰金を支給するものです。
2. 支給対象者と支給額
  - (1)支給対象者 災害により死亡した者及び行方不明者の遺族
  - (2)支給額 受給される遺族の世帯の生計維持者であった場合 500万円 その他の場合 250万円
3. 申請に必要なもの（全ての書類を揃えてから申請を行ってください。）
  - ①り災証明書 ②死亡診断書（検案書）等の写し ③支給対象者の預金通帳の写し ④戸籍謄本（支給対象者と死亡した方等との関係が分かるもの） ⑤本人確認できるもの（運転免許証、本人確認書など） ⑥印鑑

※その他町長が必要と認める書類を求めることがあります。
4. 人的被害の申請の範囲及び順位

順位	対象者	
1	死亡者により生計を主として維持していた遺族	配偶者
2		子
3		父母
4		孫
5		祖父母
6	上記以外	配偶者
7		子
8		父母
9		孫
10		祖父母

## 災害障害見舞金

1. 災害障害見舞金とは 震災を起因として、下記のような重度の障害を受けた方に、見舞金を支給するものです。
2. 対象となる障害の程度
  1. 両眼が失明した方
  2. 租借（そしゃく）及び言語の機能を廃した方
  3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
  4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
  5. 両上肢をひじ関節以上で失った方
  6. 両上肢の用を全廃した方
  7. 両下肢をひざ関節以上で失った方
  8. 両下肢の用を全廃した方
  9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる方
3. 支給額 世帯の生計維持者の場合 250万円 その他の場合 125万円
4. 申請に必要なもの（全ての書類を揃えてから申請を行ってください。）
  - ①医師の診断書 ②支給対象者の預金通帳の写し ③印鑑

## 災害援護資金の貸付

1. 災害援護資金貸付制度とは  
災害弔慰金の支給等に関する法律により、震災で世帯主が全治1か月以上の重傷を負ったときや住居や家財に大きな被害を受けた場合において、生活の立て直しのため災害援護資金の貸付を受けられる制度です。

### 2. 以下の損害及び程度のいずれかに相当する世帯

障害の種類・程度及貸付限度額	家財及び住居に損害のない場合	家財のおおむね 1/3 以上が損害を受けた場合	住宅が半壊・大規模半壊の場合	住宅が全壊の場合	住居の全体が滅失・流失の場合
世帯主が負傷し療養期間がおおむね1ヶ月以上の場合	150万円	250万円	270万円 (350万円)	350万円 (350万円)	350万円
世帯主におおむね1ヶ月以上の負傷がない場合	—	150万円	170万円 (250万円)	250万円 (350万円)	350万円

被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、（ ）内の金額となります。

### 3. 所得制限

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居全体が滅失・流失した場合は、世帯人数にかかわらず、1,270万円
総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	

### 4. 申請に必要なもの（全ての書類を揃えてから申請を行ってください。）

- ①医師の診断書（負傷の場合のみ） ②同意書 ③り災証明書 ④印鑑

## 女川町災害見舞金

女川町では、東日本大震災により被災された方々に対し、生活資金の一助とする目的で災害見舞金の支給を行います。

### 1. 対象者

平成23年3月11日現在において本町に居住し、住民基本台帳に登録されている方又は外国人登録原票に登録されている方（今回の災害により死亡又は行方不明の方は除く。）を対象とする。

### 2. 見舞金の額

1人当たり2万円（支給は、世帯単位で行います。）

### 3. 受取方法：世帯に属している方どなたでも可能。

代理受領を希望される方は、委任状に記入していただきますので、代理の方の身分証明書及び印鑑を持参

### 4. 受取期間及び場所

6月30日（木）まで（平日のみ）午前9時～午後4時、女川町役場（女川第二小学校 1階）

### 5. 受け取りに必要なもの

①印鑑 ②本人確認ができるもの（運転免許証、本人証明書など）

※その他町長が必要と認める書類を求めることがあります。

## り災証明書の発行

「り災証明書」の被害の判定区分によって支援内容が異なる場合がありますので、被害の判定区分（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）をお確かめのうえ、各制度の内容をご確認願います。

### 1. 受付時間：午前9時～午後4時（平日のみ）

### 2. 受付場所：女川町役場（女川第二小学校 1階）

### 3. 申請に必要なもの

①印鑑 ②本人または同居家族以外の方が申請する場合は委任状

※その他町長が必要と認める書類を求めることがあります。

### 4. その他

#### (1)被害状況調査

被害状況調査は、女川町が「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて、建物の所有者等からの依頼を受け、損傷の程度を調査し、被害の判定を行うものです。

なお、津波による被害における判定については、既に調査が終了しているため、即日交付が可能です。

#### (2)被害判定の区分

**イ 全壊**：建て直しをしなければならないような状態をいいます。

【被害の認定基準】

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。

**ロ 大規模半壊**：ほぼ全壊に近い状態で、全面的に補強や補修をしなければ居住が困難な状態をいいます。

【被害の認定基準】

居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。

**ハ 半壊**：住家の損害は甚だしいが、補修をすれば元通りに使用できるものをいいます。

【被害の認定基準】

住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、住家の損傷は甚だしいが、補修をすれば元通りに再使用できる程度のもの。

**ニ 一部損壊**：全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものをいいます。

## 住宅の応急修理制度

対象者：以下の全ての要件を満たす方（世帯）

・大規模半壊または半壊の被害を受けたとき（り災証明書が必要）

なお、全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住可能となるときは対象となります。

・応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれるとき。

・応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないとき。

限度額等：(1)1世帯当たりの限度額は52万円です。

(2)同一世帯（1戸）に2つ以上の世帯が居住している場合でも(1)の1世帯当たりの限度額以内となります。

受付時間：午前9時～午後4時（平日のみ）

受付場所：女川町役場（女川第2小学校内）

## 子ども手当について

子ども手当では、平成23年4月から9月までの6ヶ月間は、これまでと同じ月額13千円で引き続き支給されることになりました。

▽支給額：子ども一人につき月額13千円

▽支給対象となる子ども：0歳～中学校卒業

▽支給月：6月（平成23年2月～5月）

10月（平成23年6月～9月）

今回の6月定期支払いについては、安否確認（※）が取れない方については、保留とさせていただきます。安否の確認が出来次第、振込みします。

※安否確認とは、女川町の避難所の避難者名簿等を基に役場側で安否確認リストに登録されています。町外に避難している方などは登録されていない場合があります。

▽問合せ：健康福祉課福祉係

## 国民健康保険の手続き

### 【再発行】

・世帯主と申請者の印鑑及び身分証明書（運転運転免許証など）を持参

### 【資格取得】

・保険の「資格喪失等連絡票」（勤めていた会社からいただいたください）

・申請者の印鑑を持参

### 【資格喪失】

・資格を喪失する方全員の国民健康保険の保険証及び新たに加入した健康保険証の全員の保険証

・申請者の印鑑を持参

※町外に避難されている方は郵送手続き可能

▽問合せ：町民課国保年金係

## 後期高齢者医療保険の手続き

・被保険者と届出者の印鑑及び身分証明書（運転免許証など）を持参

※町外に避難されている方は郵送手続き可能

▽問合せ：町民課国保年金係

## 国民年金の手続き

年金の手続きについては、現在事務処理を行うことが困難なため、恐れいりますが、石巻年金事務所にお問合せのうえ、手続き等をお願いします。

石巻年金事務所（旧石巻社会保険事務所）

☎22151115・51117・51118

被災者専用フリーダイヤル

☎012017071118

## 女川町奨学金

償還について

奨学金を償還されている方、平成23年度から償還される方で、震災により償還が困難な方は、申請することで、平成23年度中（平成23年3月～平成24年3月分）を猶予することができます。

▽問合せ：教育総務課

☎0901606710362

## 仮庁舎建設に伴う車両運行注意

現在、第二小学校脇に7月中旬完成予定で仮庁舎を建設中です。

現場は、小・中学校の通学路になっていきますので、付近を車で走行する際は、減速するなど十分にご注意ください。

## 学校行事のお知らせ

◎女川第一・二・四小学校合同運動会  
6月11日（土）午前8時45分～正午  
第二小学校 校庭

※駐車場が限られていますので、公共交通をご利用ください。

◎石巻地区中体連

6月25日（土）・26日（日） 会場未定

## 拾得物係からお知らせ

遺失物届

町で一時保管しています。金庫などを石巻警察署で引き取った際、持ち主へお返しするための連絡先が必要になりますので、貴重品を紛失された方は、警察署に遺失物届を提出してください。総合運動場内の女川交番でも届出できます。

アルバムなどの公開期限

陸上競技場スタンドにおいて、公開してますアルバムなど思い出の品々ですが、災害から時間が経ち、保存状態がかなり悪くなっていますし、梅雨の季節になりますので、陸上競技場での公開を6月で終了します。次の公開場所につきましては、決まりしだいお知らせします。

## 生活困りごと無料相談会

▽日時：6月11日（土）・12日（日）

▽会場：大沢安住・浦宿一区・旭が丘集会所

※町民の方どなたでも予約不要で相談OK

▽問合せ：宮城県司法書士会

☎022126316755

# 所得税等の申告に関するお知らせ

東日本大震災により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。  
この震災により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

このお手続きについて、**女川町にお住まいの方は、**次のとおり申告の受付を開催いたします。

## ○申告の受付の内容

- (1) 申告会場設置期間 平成23年5月26日(木)～6月30日(木)  
 (2) 申告受付時間 土日を除く平日の午前10時～午後4時  
 (3) 申告書作成会場 女川町役場(女川第二小学校内)1階 申告会場  
 ※り災証明、義援金等申請と同じ1階の別会場

## (4) 事前予約

申告を希望される方は、あらかじめ申告日時を予約していただくこととしておりますので、石巻税務署(平日午前8時30分～午後5時)までご連絡ください。

※予約状況でご希望の日時にならない場合があります、あらかじめご了承ください。

時間帯によっては電話がかかりにくい場合がありますので、時間を空けておかけください。

## (5) お手続きの方法

所得税を軽減 免除する年分	確定申告 の有無	ご用意いただく書類など
平成22年分	確定申告を 済ませて いる方	①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④市町村から交付された「り災証明書」 ⑤所得税が還付となる方は、還付金振込先の金融機関名及び口座番号の分かるもの ⑥平成22年分の確定申告書の控え
	確定申告を 済ませて いない方	上記①から⑤の書類のほか、 平成22年分の所得金額や所得控除額の分かる書類(源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)

## 石巻税務署 ☎ 0 2 2 5 - 2 2 - 4 1 5 1

※音声案内 メッセージに従い、「当税務署に御用の方(2番)」を選択してください。  
個人課税部門の職員が応答しますので、「申告の予約をしたい」旨お伝え願います。

## 東日本大震災の被災者に対して、民間賃貸住宅を借上げて、応急仮設住宅としてお貸しします

### 1 入居対象者

災害により住宅が全壊、流出するなど住む家がない方で、自らの資力をもってして、住宅を確保できないなど、長期にわたって住家に戻ることが難しいと見込まれる方等

### 2 借上げの対象物件

民間賃貸住宅(アパート、貸家等)で、借主が県と借主とする三者契約に同意しているもの。

### 3 既に個人で契約し、民間賃貸住宅に入居している世帯の取扱い

平成23年3月11日の発災以降、既に個人で契約し、入居している世帯についても、1の入居対象者(要件)及び2の借上げの対象となる物件の要件の双方に該当し、貸主の同意が得られる場合には、県が三者契約を締結し、県の借上げ住宅として家賃等を負担します。

問合せ先 宮城県保健福祉部保健福祉総務課・女川町役場建設課

## 女川ちゃっこい絵本館 オープン

絵本がたくさんあるやさしい場所で、  
だいすきな絵本をゆっくり読んでください。

場 所 女川第二小学校 3階

開館時間 平日の午後3時～  
4時55分

注意事項 開館時間外は授業  
中のため、ご利用  
はできません。



## 廃自動車の撤去

撤去された廃自動車は針浜地内の仮置き場に運搬し、ナンバープレートの外れている車両から順次、リサイクル処理いたします。

ナンバープレートの付いている車両については、仮置き場にて当面の間保管し、可能な限り所有者の方に連絡を取ります。

撤去を必要としない方やご不明な点は町民課(☎ 090-3922-9657)までご連絡ください。



## 5月19日からJR代替バス発着場所・運行時間が変更になりました

JR代替バスの女川駅発着所が総合体育館入口に変更になりました。発着所変更に伴い運行時間も変更になっています。

道路事情などにより、遅れの発生や運休する場合があります。

上り便								
停車場所	運行時刻							料金
総合体育館	6:50	7:50	8:50	13:50	16:06	18:20	18:50	/
浦宿駅	7:00	8:00	9:00	14:00	16:16	18:30	19:00	
沢田駅	7:07	8:07	9:07	14:07	16:23	18:37	19:07	200円
万石浦中学校前	7:10	8:10	9:10	14:10	16:26	18:40	19:10	200円
渡波駅	7:14	8:14	9:14	14:14	16:30	18:44	19:14	200円
稲井駅	7:26	8:26	9:26	14:26	16:42	18:56	19:26	230円
石巻駅	7:40	8:40	9:40	14:40	16:56	19:10	19:40	320円

下り便								
停車場所	運行時刻							料金
石巻駅	6:50	7:50	12:50	15:00	17:20	17:50	19:40	/
稲井駅	7:04	8:04	13:04	15:14	17:34	18:04	19:54	
渡波駅	7:16	8:16	13:16	15:26	17:46	18:16	20:06	200円
万石浦中学校前	7:20	8:20	13:20	15:30	17:50	18:20	20:10	200円
沢田駅	7:23	8:23	13:23	15:33	17:53	18:23	20:13	200円
浦宿駅	7:32	8:32	13:32	15:42	18:02	18:32	20:22	230円
総合体育館	7:42	8:42	13:42	14:52	18:12	18:42	20:32	320円

## ● ● ● ごみの収集 6月 ● ● ●

燃やせるごみ		缶・びん・ペットボトル		段ボール・新聞紙・雑誌 発泡スチロール	
収集地区	収集日	収集地区	収集日	収集地区	収集日
大沢・浦宿全区 針浜・上3～5 西2・高白 五部浦	月・木	大沢区 浦宿全区	1・15 29	大沢区 浦宿全区	8・22
		針浜区 上3～5区 西2区	3・17	針浜区 上3～5区 西2区	7・21
旭が丘・女川1 清水全・宮ヶ崎 石浜東・北浦	火・金	旭が丘区 女川1区 清水全区 宮ヶ崎区 石浜区	2・16 30	旭が丘区 女川1区 清水全区 宮ヶ崎区 石浜区	9・23

## 女川町立病院 診療受付時間

月～金	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時
土	午前8時30分～11時30分
急患対応	土(午後)・日・祝日・ 夜間

内科・外科・整形外科を中心とした総合診療を行っています。

女川町立病院  
☎53-5511

## 広報 おながわ 6月号

編集・発行

〒986-2261 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原310 (女川町立第二小学校内仮庁舎)

女川町役場総務課広報広聴係 ☎0225-54-3131

ホームページ「宮城県女川町東日本大震災に関する最新情報提供ページ」

(URL) <http://www.town.onagawa.miyagi.jp/>

女川町暮らしの情報モバイルサイト

(URL) <http://www.town.onagawa.miyagi.jp/m/> (QRコード)

